5 相 続 税

5-1 課税状況

(1) 本年分の課税状況

区					分					相続	人の数	金	額	
											人		千円	
取	得		į	財 産		至	価		額		23,046		2,097,606,791	
債	務			控			除		額	9,937			203, 619, 661	
加	算	贈		与	財	産	Ē	価	額		1,887		5,621,785	
課	税					価			格	※実	23, 137	*	1,899,599,079	
					算	出	4	税	額		22,716		359, 548, 959	
相	続	税		額	2	割	加	算	額		708		674,082	
							計			実	22,716	*	360, 223, 041	
					贈		与		税		797		583,420	
					配		偶		者		4,084		103, 237, 944	
					未	成	年	<u>.</u>	者		335		238,771	
税	額	控		除	障		害		者		346		334,894	
					相	次	相		続		890		3, 539, 182	
					外	玉	稅	Ĺ	額		_		_	
							計			実	6,041	*	107, 934, 212	
差	引			税				額	実	19,858		252, 288, 306		
納	税			ð	猶 与				額	1,198			38, 211, 854	
納	付				税				額	※実	19,633	*	214,076,452	
災	害 減	免	法	13	ょ	る f	色 除	税	額		_		_	
遺	産	13	係	る	基	礎	控	除	額		7,347		646, 270, 000	

調査対象等:平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成13年10月31日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税 事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

用語の説明:1 **加算贈与財産価額**とは、相続又は遺贈による財産を取得した者が相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産の価額のことで、この受贈財産価額は、相続税の課税価格に加算することになっている。

- 2 **相次相続控除**とは、同一相続財産について、10年以内に2回以上相続が課せられる場合に、前回の相続税について課せられた税額の一定割合相当額を、後の相続の際に控除することである。
- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 - 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 加 算 税

	<u> </u>	\triangle	過少	申 告	無	申 告	重		
Ŀ	<u> </u>	分	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金額	
			人	千円	人	千円	人	千円	
本	年	分	55	13,570	132	20,546	2	4,557	
過	年	分	3,000	557, 450	395	87,406	525	799, 958	
合		計	3,055	571,020	527	107, 952	527	804, 515	